

令和5年11月8日
四国運輸局自動車交通部

一般貨物自動車運送事業者に対する事業停止及び輸送施設（事業用自動車）の
使用停止処分等について

四国運輸局は、他の未許可運送事業者に対して名義貸しを行ったとして、当該トラックを運行していた株式会社W i l l に監査を実施したところ、法令違反が確認されたため、下記のとおり事業の停止及び事業用自動車の使用停止の行政処分等を行いましたのでお知らせします。

記

1. 処分年月日：令和5年11月6日
2. 対象事業者
 - ・事業者名：株式会社W i l l （法人番号8470001006124）
 - ・代表者：堺 裕二
 - ・営業所：鶴市営業所（香川県高松市鶴市町62番地1）
 - ・保有車両数：6両
3. 処分内容
 - 【事業停止処分】
鶴市営業所の事業停止期間30日間
（令和5年11月8日～令和5年12月7日）
 - 【輸送施設（事業用自動車）の使用停止処分】
鶴市営業所の事業用自動車30日車
使用停止2両×15日（令和5年12月8日～令和5年12月22日）
この処分により付された違反点数は33点（累積違反点数33点）
4. 監査の概要
令和4年8月19日及び同年9月20日に、鶴市営業所に対し監査を実施したところ、名義貸し行為（貨物自動車運送事業法第27条第1項）他3件の関係法令の規定に違反する事実が確認されました。
5. 違反の内容
 - 【事業停止にあたる違反】
 - ① 名義貸しを行っていたこと
（貨物自動車運送事業法第27条第1項）
 - 【使用停止にあたる違反】
 - ② 自動車車庫の位置及び収容能力の変更について認可を受けていなかったこと
（貨物自動車運送事業法第9条第1項、貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号）
 - ③ 運転者等に対する点呼の実施が全て不適切であったこと
（貨物自動車運送事業法第17条第4項、貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項）
 - 【文書警告にあたる違反】
 - ④ 一部の点呼の記録をしていなかったこと
（貨物自動車運送事業法第17条第4項、貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項）

《問い合わせ先》
四国運輸局自動車交通部
自動車監査官 坂尾、林
電話：087-802-6774